



福祉・人権

市障害者地域自立支援協議会委員を募集

時5月1日(水)から2年間、**対**20歳以上の市内在住・在学・在勤者(現在市の審議会等委員を3機関以上兼職している人、国・地方公共団体の議員・職員除く)、**定**2人、**内**地域の障害福祉に関する課題への取組みと支援の体制等に関する協議、**¥**日給9千円、**申**3月15日(消印有効)までに、小論文、本人確認書類(写)を、郵送(住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・勤務先または学校名と所在地を記入)または直接、〒567-8505 障害福祉課 ☎620-1636

在宅療養ガイドを作成

医療と介護が必要となったとき、在宅療養という選択肢があります。在宅での療養や看取りについて知って欲しいことを冊子にしました。医療や介護



が必要になった時のことを元気なうちから考えておくことが大切です。長寿介護課、地域福祉課、相談支援課、保険年金課、保健医療課、各地域包括支援センター・病院・診療所・歯科医院・薬局・訪問看護ステーション・介護保険サービス事業所街かどデイハウス・コミュニティデイハウス等で配付します。☎長寿介護課 ☎620-1637

介護保険料の滞納にご注意を

災害等の特別な事情がある場合を除き、介護保険料を1年以上滞納すると介護サービスの利用料がいったん全額利用者負担となり、2年以上滞納すると利用者負担が1割から3割に上がるなどの給付制限があります。納め忘れに注意しましょう。☎長寿介護課 ☎620-1639

介護保険サービスを利用するには

65歳以上(第1号被保険者)で介護



保険サービスが必要な人は、要介護認定等の申請をしてください。40〜64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)は、特定の疾病による要介護(支援)状態の人のみ申請できます。**届**介護保険被保険者証、第2号被保険者は医療保険の被保険者証、☎長寿介護課 ☎620-1639

健康保険・年金

忘れていませんか? 国民健康保険の加入・脱退届

退職・転職等で職場の健康保険を喪失した人は国民健康保険の加入届を、就職・結婚等で社会保険に加入した人は脱退届を、14日以内に提出してください。脱退届を提出しないと社会保険と国民健康保険の二重加入となり、保険料も二重に賦課されますのでご注意ください。☎保険年金課(国保) ☎620-1631

年金手帳は再発行できます

年金手帳(基礎年金番号)は大切に保管してください。紛失した場合は、年金手帳再交付の申請をお願いします。就職時には厚生年金への切り換えのため勤務先に提出することになります。

対国民年金の第1号被保険者または任意加入者、**持**納付書または領収書等基

礎年金番号を確認できる書類と本人確認できる公的証明書、**届**吹田年金事務所 ☎06-6821-2401、急がない場合は保険年金課(年金) ☎620-1632

年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。

時3月5日(水)、午前10時〜正午・午後1時〜4時、**届**保険年金課、**定**先着15人、**内**国民年金、厚生年金等、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、職歴メモ等(本人以外の場合は委任状)、**届**3月1日、午前9時から、電話で同課(年金) ☎620-1632

障害年金相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ご利用ください。

時3月4日(月)・13日(水)・22日(金)、午前9時10分〜正午・午後1時10分〜4時、**届**所保険年金課、**定**各日先着6人、**内**障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金除く)、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ等(本人以外の場合は委任状)、**届**同課(年金) ☎620-1632

国民年金特定付加保険料制度が 3月末で終了

過去に納付期限までに納めなかったことにより法律上辞退したものとみなされ、納められなかった付加保険料を、10年間さかのぼって納めることができず、特定付加保険料制度が3月末で終了します。心当たりのある人は、早めにお問い合わせください。 岡吹田年金事務所 ☎06・6821・2401

税金

今月の納付（4月1日～31日まで）

- 国民健康保険料普通徴収第10期分
 - 介護保険料普通徴収第12期分
 - 後期高齢者医療保険料普通徴収第9期分
- 忘れずに納めてください。

市税の納付は、便利・安全・ 確実な口座振替のご利用を

新規に口座振替を希望する人は、取扱金融機関または収納課の窓口で申込手続きをしてください。来年度第1期分または全期分から希望する人は、今年度内をめどに申込手続きをしてください。

対市・府民税（普通徴収）、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税、軽

自動車税、**預**預（貯）金通帳、通帳届出印鑑、市税納税通知書または領収証書、**備**申込用紙は市内金融機関または同課窓口（市外の金融機関を利用する場合は、電話で同課から請求可）、**取**取扱金融機関または同課 ☎620・1616

市・府民税の申告、 所得税の確定申告は3月15日まで

昨年度の所得について、①市・府民税の申告、②確定申告が必要な人は、期限内に必ず申告してください。

- 時** 3月15日（金）まで（土・日曜日除く）、
①午前9時～午後5時、②午前9時～午後4時、**所** ①市役所南館10階大会議室、②茨木税務署、**備** ②混雑の状況により早めに受付を終了する場合があります。**問** ①市民税課 ☎620・1614、
②同税務署 ☎623・1131

原付自転車等の廃車・ 名義変更は3月31日まで

4月1日現在、原動機付自転車・軽四輪（三輪）自動車等を所有している人には、来年度の軽自動車税が課税されます。廃車・盗難等で所有していない人や、所有者が変わっているのに名義変更していない人、また、主たる定置場所が市内であるのにほかの地域登録（他市や他府県のナンバープレート）のまま登録変更していない人は、必ず3月31日までに手続きをして

3月は自殺対策強化月間

自殺で亡くなる人の数は、全国で年間約2万1,300人で、府内でも約1,200人です。自殺は、さまざまな要因が複雑に関係して、その多くが「追い込まれた末の死」です。また、自殺の多くは「防ぐことができる社会的な問題」と言われています。悩みを抱えている人は、一人で悩まず、専門の相談機関（下記参照）にご相談ください。また、身近な人の悩みに気づいたら、温かく寄り添いながら、悩みに耳を傾け、専門家への相談をすすめるなど、見守りましょう。

問 保健医療課 ☎625・6685



こころの健康相談統一ダイヤル **時** 3月1日（金）、午前9時30分から31日（日）、午後5時まで（24時間）、4月1日（月）以降は平日、午前9時30分から午後5時、☎0570・064・556（一部IP電話等不可）

LINEでも電話相談ができます

こころのLINE電話相談 上記の時間で相談が可能です。LINEの「友だち」登録をし、無料通話機能をご利用ください（下図読み取り）。登録後は、すぐに電話がかからない場合もあります。また、「トーク」による相談は行っておりません。「既読」になることがあります。相談員には内容が伝わっていませんのでご注意ください。



こころの電話相談（水曜日は若者専用電話相談） **時** 平日、午前9時30分～午後5時、☎06・6607・8814

茨木保健所の精神保健福祉相談 **時** 平日、午前9時～午後5時45分、☎624・4668

関西いのちの電話 **時** 毎日、24時間、☎06・6309・1121

大阪自殺防止センター **時** 金曜日の午後1時～日曜日の午後10時、☎06・6260・4343

こころの救急箱 **時** 月曜日の午後8時～火曜日の午前3時、☎06・6942・9090

自殺予防いのちの電話 **時** 毎月10日、午前8時～翌日午前8時（24時間）、☎0120・783・556

府妊産婦こころの相談センター **時** 平日、午前10時～午後4時、☎0725・57・5225

自死遺族相談（予約制） **時** 平日、午前9時～午後5時45分、問 府こころの健康総合センター ☎06・6691・2818

下図からそれぞれの相談機関の
情報にアクセス
できます



ください。3月下旬は窓口が混雑しますので、早めの手続きをお願いいたします。業者等に代理手続きを依頼した場合は、手続きが完了しているか必ず確認してください。詳細は各手続き先へお問い合わせください。●**原動機付自転車**(125cc以下のバイク)・小型特殊自動車・その他軽自動車税の課税に関すること●**市民税課**☎620・1614、**軽自動車(四輪・三輪)の登録等に関する**こと●**軽自動車検査協会高槻支所**☎050・38161841、**軽二輪・小型二輪(125cc超のバイク)の登録等に関する**こと●**大阪運輸支局**☎050・55402058、**自動車税**●**三島府税事務所**☎627・1121



教育・子ども

教育委員会定例会の傍聴を

●**時**3月25日(月)、午後1時30分から、**所**市役所南館6階会議室、**備**定員、内容等詳細はお問い合わせください。●**問**教育政策課☎620・1680

こども育成支援会議の傍聴を

●**時**3月28日(木)、午後6時から、**所**市役所南館10階大会議室、**定**先着20人(当日空きがあれば傍聴可)、**内**市待機児童解消保育所等整備計画等、**備**一時保育は3月8日まで必要申込、**申**3月1日、午前9時から、電話または直接

こども政策課窓口☎620・1625

こどもフリールームと学習室のご利用を

多世代交流センターには、小学生が放課後や週末に自由に過ごせる「こどもフリールーム」があり、また中高生が自学自習できる「②学習室」には、福井と沢池に学習支援員(福井●金曜日、午後6時～8時、沢池●週2日)がいますのでご利用ください。なお、利用には登録が必要です。

●**時**①月～土曜日、午前9時～午後5時、②月～土曜日、午前9時～午後9時(南茨木は火・木曜日、午後5時～8時)、**所**●**問**①②●**西**河原多世代交流センター☎623・9343、**葦**原多世代交流センター☎637・2422、②のみ●**沢**池多世代交流センター☎624・1177、**福**井多世代交流センター☎643・1300、**南**茨木多世代交流センター☎632・0101

母子・父子・寡婦家庭相談

ひとり親自立支援員が、ひとり親になつた不安、住まい、仕事、子育てのこと等生活全般の相談や、子どもの進学にかかる学費等お金が必要なときの福祉資金貸付相談、また、離婚前相談を受け付けています。

●**時**月～金曜日(祝日除く)、午前9時～午後5時、**所**こども政策課、**備**予約優先、**問**同課☎620・1625

子供の未来応援国民運動への協力

「こどものみらい古本募金」**内**本、コミックセット、CDアルバム、DVD、ゲームソフトの寄付、**備**5点以上送料無料、申込等詳細はホームページ(<http://www.books-kodomonitai.jp>)参照、**問**バリュウブックス☎0120・826・295、**子**供の未来応援「お宝エイド」**内**書き損じハガキ、切手、商品券、貴金属、ブランド品、楽器等不用品の寄付、**備**申込等詳細はホームページ(<https://www.kodomonitai.jp>)参照、**問**お宝エイド受付センター☎03・57196695



まちづくり

春の全国火災予防運動

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、3月1日～7日に春の全国火災予防運動を実施します。火災のない安全で安心なまちをつくるため、次のことを心掛けましょう。●**寝**たばこは絶対やめる、●**コ**ンロから離れるときは、必ず火を消す、●**ス**トープは燃えやすいものから離れた位置で使用する、●**住**宅用火災警報器を設置し、定期的に作動確認を行う、●**消**火器を設置する、●**高**齢者や身体の不自由な人

防災&防犯タウンページを全世帯・事業所に配布

3月から順次、市内の全世帯・事業所に防災&防犯タウンページをタウンページに同封し配布します。ぜひ同冊子を活用し、災害時の自助・共助の向上に努めましょう。なお、届かない場合は、NTTタウンページ☎06・6135・0750へお問い合わせください。●**問**危機管理課☎620・1617



を守るために、隣近所の協力体制をつくる、●**問**予防課☎622・6950

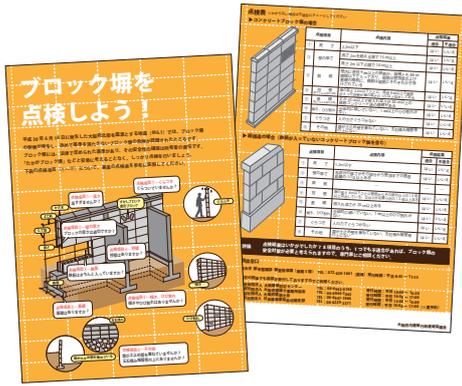
3月1日～7日は建築物防災週間

災害による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するため、建築物等の所有者や管理者は維持管理を徹底し、防災に努めましょう。また、昨年6月18日に発生した大阪北部地震では、ブロック塀が

水道部への各種届出を忘れずに

次のような場合は、水道部へ各種届出の手続きをしてください。▼新しく入居するなど、水道の使用を開始する、▼引越しや家の取り壊し等、水道の使用を止める、▼水道の名義を変更する、▼共同住宅等特別料金計算申込(マン

水道部への各種届出を忘れずに



倒壊し、基準を満たさないブロック塀の危険が改めて認識されました。ブロック塀には、法律で定められた基準があり、その安全性の確保は所有者の責任です。安易に考えることなく、チラシ(審査指導課で配付、市ホームページからダウンロード可)を確認するなど、点検を行いましょ。また、ブロック塀等撤去の補助もしていますので、詳細は建設管理課 ☎620・1650 にお問い合わせください。 閩審査指導課 ☎620・1661

市では、環境問題に関する市民の学習意欲の高まりと具体的な要望に対応するため、環境教育・学習を支援するボランティアと、その手伝いをするサポーターを募集します。

【2年間、対1環境教育ボランティア】自然・生活・地球環境等、各種環境に関する専門の知識を持ち、その知識を広める意欲がある人、【環境教育サポーター】環境の知識を持ち、環境教育ボランティアが行う学習会等の支援を行う意欲がある人、【3月27日までに、申請書(環境政策課で配付、市

市環境教育ボランティア・サポーターを募集



シオン等水道の名義変更、入居戸数変更)をする(申込時に印鑑要)、閩営業課 ☎620・1691

公共ますの点検を

公共ますは、家庭内の排水を集め、公共下水道本管に流す大切なところで、公共ますの近くに木を植えていると、木が成長するにつれて木の根が公共ますに入り込み、ますを塞いで排水が流れなくなり、汚水があふれることがあります。公共ますを点検し、つまりを取り除いておきましょう。 閩下水道施設課 ☎620・1667

病児・病後児保育、休日保育のご利用を

市内の保育園等で、病児保育、病後児保育、休日保育を実施していますのでご利用ください。いずれの保育も事前登録が必要です。詳細はお問い合わせください。 閩保育幼稚園事業課 ☎620・1638

【病児保育】
病気の回復期にいたっていないが、病状の急変等入院治療の必要がない児童を一時的に預かります(年度ごとに登録が必要、3月1日から受付)。入室時、症状により医師の診察に時間がかかる場合があります。

【病後児保育】
病気の急性期を過ぎ回復状態にあるが、集団保育には支障をきたす児童を一時的に預かります。

【休日保育】
休日に両親がともに就労、病気、または事故等により家庭で保育することが困難な児童を一時的に預かります。

	ところ	対象	とき	費用	事前登録
病児保育	済生会茨木病院 附属病児保育室 ひなたばっこ (上穂積一丁目2-27、☎621・4657)	保護者が就労・病気等、保育できない状況にある、市内在住の生後6か月～小学3年生	平日、午前8時30分～午後6時(予約受付は、平日、午前9時～午後6時、土曜日、午前9時～正午)	1日 2,000円 (減免制度あり)	保育幼稚園事業課または各保育所等
	篠永医院 附属病児保育室 さうだー (真砂一丁目2-36、☎633・5397)	保護者が就労・病気等、保育できない状況にある、市内在住の離乳食完了後～小学3年生			
病後児保育	こどもの園健康支援センター (中穂積三丁目1-22、☎645・0099)	市内在住で、市内の認可保育所等に入所している1歳児クラス以上の児童	平日、午前8時～午後6時(土曜日の利用は、各施設にご相談ください)	無料	
	おとのは学園病後児保育ルームさん (平田一丁目29-38、☎637・1122)				
休日保育	豊原学園休日保育ありんこルーム (豊原町14-14、☎640・0017)	市内在住で、市内の認可保育所等に入所している生後3か月以上の児童	日曜日、祝日、12月29日(日)・30日(月)、午前8時30分～午後5時30分		豊原学園

ホームページからダウンロード可)と写真(3cm×2.5cm)を直接、同課窓口 ☎ 620・1644

ごみ出しはルールを守って

引越し等で家庭から大量に出るごみは、普通ごみや粗大ごみとして出すことはできません。臨時ごみ収集(立ち会い不要、収集時間の指定不可、資源物の収集不可)を依頼するか、各自で環境衛生センターへ搬入する必要があります。いずれも有料で、事前の電話予約が必要です。予約時にごみの品目、数量を尋ねます。☎臨時ごみ収集の電話予約 ☎環境事業課 ☎634・0351、臨時ごみ自己搬入の電話予約 ☎同センター ☎634・1627



商工・消費生活

中小企業の人材育成を支援

市では、中小企業が行う人材育成事

業の経費の一部を補助しています。対象となる機関の研修や訓練を受講した場合は活用してください。

☎市内に事業所を有する中小企業者、**内**次の機関が行う研修等の受講料(消費税除く)の一部を補助、①(独)中小企業基盤整備機構中小企業大学校、②(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発促進センター、③(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発大学校、④府立高等職業技術専門学校、⑤大学・大学院・短期大学、⑥海外展開支援機関、**受**受講料の2分の1(上限10万円)、**備**予算上限あり、詳細はお問い合わせください。**目**必要書類(ホームページからダウンロード可)を、商工労政課 ☎620・1620

市内中小企業者と大学との連携による商品開発等を支援

市内中小企業者が大学と共同で研究開発等の事業を実施する場合、補助金を交付します。

対市内に事業所を有する中小企業者(みなし大企業除く)で、大学と連携して行う次の事業、①新製品・新技術・新サービスの研究開発事業、②業務改善・販路拡大等経営革新に係る事業、③その他地域産業の振興に寄与すると認められる事業、**対**対象経費の2分の1(上限は連携する大学が市内大学 ☎500万円、その他 ☎300万円)、**備**申請前

まちづくりに貢献する事業等に補助金を交付

市では、市民等が自主的・自発的に行う公益的な事業に対し、補助金を交付します。

■ チャレンジいばらき補助金(市提案公募型公益活動支援事業補助制度)

備審査あり。補助金額等は募集要領参照。各テーマの募集要領・申請書類は、3月1日から各担当課と市民活動センターで配付(市ホームページからダウンロード可)、**申**3月1日~29日に、各担当課

テーマ設定型(市が設定したテーマに即した公益的な事業)

テーマ(対象事業)	問合先
人権意識の向上や男女共同参画社会の実現につながる取組み等	人権・男女共生課 ☎622・6613
伝統芸能の保護、若手芸術家の育成支援等、文化芸術の振興につながる取組み等	文化振興課 ☎620・1810
少年・少女の体力向上と親睦を深めるスポーツ大会等の取組み等	スポーツ推進課 ☎620・1608

自由テーマ型(自由な発想による公益的な事業)

テーマ(対象事業)	問合先
補助対象団体が自由な発想で提案する事業	市民協働推進課 ☎620・1604

■ 地域魅力アップイベント創出育成事業・産業活性化プロジェクト促進事業補助制度

備審査あり。各事業の募集要領・申請書類は、3月1日から商工労政課で配付(市ホームページからダウンロード可)、**申**3月1日~29日に、直接、商工労政課窓口 ☎620・1620

補助事業	事業内容	対象
地域魅力アップイベント創出育成事業	観光客の誘致と市の知名度向上に寄与するイベント	市民団体等
産業活性化プロジェクト促進事業	市内企業や商品のPRとなるイベント等(※) 付加価値の高い新製品等の試作・開発(※)	市内事業者等

※事業の一例を市ホームページに掲載

いばらき 大学探訪

今月は
梅花女子大学

問政策企画課
☎ 620・1605



さまざまな心の悩みの相談に対応

梅花女子大学では大学院心理教育総合相談センターを開設し、乳幼児から大人まで、さまざまな心の悩みや問題、子どもの発達にかかわる不安など、臨床心理士が幅広く相談に応じています。

臨床心理士と公認心理師の養成機関も兼ねていて、教員指導の下、研修生・大学院生が相談を受けることもあります。また、必要に応じて、病院・学校・公的機関などへの紹介もしています。これまで15年以上に渡り、同センターに3,000人以上が来訪し、面接を40,000回以上を行うなど、多様で複雑な悩みに応じてきた実績もあり、安心して相談できます。

何か不安なことがあったら、どんなことでも一人で抱えこまないで、まずはご相談ください。

問合先 同センター ☎ 643・9071

に要相談、**申**3月1日～4月5日に、申請書（商工労政課で配付、市ホームページからダウンロード可）を直接、同課窓口 ☎ 620・1620

産業情報サイト
「あい・きゃっち」のご利用を

市内の登録事業所（企業やお店）を紹介するサイト「あい・きゃっち」を開設しています。ビジネスやショッピングの情報が満載ですので、ぜひ一度ご覧ください。登録を希望する事業所

は、同サイトから申し込んでください。
問商工労政課 ☎ 620・1620

市内で創業する人を支援

市では、市内の商工業の振興を図るため、創業する人や事業を拡大する人に対して専門家によるアドバイスを行うとともに、①法人設立に要する費用の一部、②改装工事費の一部（限度額50万円）・テナント賃借料の一部（限度額月5万円）を6か月間（商店街や中心市街地で小売業・飲食店を創業す

る場合は12か月）補助する制度を設けています。希望者は、必ず事前にご相談ください。そのほか、創業関連融資を受ける場合には、利子または信用保証料の補助制度を利用することができ
ます。詳細はお問い合わせください。

対営利を目的として、①初めて事業を興す（市内に限る）人、②事業を始めて5年未満で、これから初めて事業用の物件を取得・賃貸する個人・法人、または法人化する個人事業主、**備**工事前（工事をしない場合は、その物件での事業着手前）に手続き要、**問**商工労政課 ☎ 620・1620



働きやすい職場づくり 推進事業所を認定しています

ワークライフバランスや育児・介護支援、女性の活躍推進等に取り組み事業所を「働きやすい職場づくり推進事業所」として認定しています（要件あり）。認定された事業所は市ホームページやイベント等で紹介しますので、イ

いばらき環境ポイント 景品の応募は3月15日まで

問・問環境政策課 ☎ 620・1644

応募していない環境ポイントや引換券があれば、期限までに忘れずに応募してください。

申3月15日までに、環境ポイントカードと引換券を直接、同課窓口【いばらき環境ポイント抽選会】**時**3月25日（月）、午後3時から、**所**市役所南館8階中会議室、**内**公開抽選、来場者に粗品のプレゼント、**問**環境ポイントカード、**備**当日の応募・ポイント引き換え不可

メッセージアップや人材確保が図れます。また正規雇用促進奨励金の優遇も受けられます。認定には申請が必要です。詳細はお問い合わせください。なお今年度は、(株)ドリームリンク、(株)パプアニューギニア海産、(株)GETED、(株)丸菱運輸、(株)マツミ、(株)アークスマイル、(社)福茨木厚生会を認定しました。

問 商工労政課 ☎ 620・1620

退職金は中退共制度で

中小企業退職金共済制度（中退共）は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。掛金は全額非課税で、一部を国が助成します。家族従業員も加入できます。詳細はホームページ（<http://chutai-kyo.taisyokuin.go.jp/>）をご覧ください。問 中退共大 阪コーナ ☎ 06・6536・1851

女性の活躍推進のための行動計画策定等に取り組みましょう

女性が働きやすい魅力ある職場づくりは働き方改革の一番の近道です。常時雇用する労働者が300人以下の企業は、行動計画の策定等は努力義務（30人以上は義務）ですが、策定し届け出を行うと、国等の公共調達の加点の対象になります。中小企業は、自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定・公表・社内周知、行動計画を策定した旨の届出、情報公表に取り組みましょう。取組目標、数値目標を達成した場合の助成金制度があります。問 大阪労働局雇用環境・均等部 ☎ 06・6941・8940

働き方改革関連法が順次施行

4月1日から、働き方改革関連法が順次施行されます。主な内容は以下の

とおりです。また、相談窓口もあります。

- 【**時間外労働の上限規制を導入**】時間外労働の上限を、月45時間・年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情があつて労働者と使用者が合意する場合でも、単月100時間未満・複数月平均80時間以内（休日労働含む）、年720時間を限度に設定する必要があります（中小企業は、来年4月1日から）。【**年次有給休暇の確実な取得が必要に**】使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全労働者に、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。【**正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁止**（来年4月1日から）】同一企業内で、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間での、不合理な待遇差が禁止されます（中小企業は、再来年4月1日から）。【**詳細は厚生労働省ホームページ参照**、問 ハローワーク茨木 ☎ 623・2551（部門コード32#）、【**課題解決のための相談窓口**】社会保険労務士等の専門家による相談、労働時間管理のノウハウ、賃金制度等の見直し、助成金の活用、労務管理等、問 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター ☎ 0120・791・149

府総合労働事務所労働相談

府では、職場でのトラブルを防止す

茨木のお店に行こう

Vol.11

市の補助制度利用店を紹介します

問 商工労政課 ☎ 620・1620

コンiferes verre

昨年6月にオープンした、食器やアロマなどを販売する雑貨店です。一番のこだわりは、一つひとつが手作りの木製の食器。手触り・香りが良い素材を使っており、食卓に置くだけで温かい雰囲気してくれます。自分用にはもちろん、プレゼントにもぴったりです。

そのほかにも、ハーブティーや入浴剤など、おしゃれでリラックスできる雑貨を多く取り揃えています。ハーブティーは、初めての人でも飲みやすいよう、緑茶などとブレンドし、入浴剤は男女問わず使えるよう、さまざまな香りや形のを豊富に取り揃えています。

店長の礒川さんは「木製の食器は手入れが大変そうと、敬遠する人も多いのではないのでしょうか。でも、落としても割れにくく、子どもも安心して使えるなど、一度使うと手放せなくなる魅力がたくさんあります。ぜひ一度、お店の食器を見に来てください」と笑顔で話しました。

電話 665・8506
 ところ 新和町2-19
 営業時間 11:30 ~ 19:00、水曜日休み、不定休あり





求人

事務・看護師・保育所・幼稚園・学童保育室の臨時職員

対看護師・保育士・幼稚園教諭¹¹有資格者、保育補助¹¹保育士を優先、事務・学童保育指導員¹¹資格不問、**賃**時給960～1490円（職種により異なる）、**備**詳細はお問い合わせください。**申**事は郵送で、それ以外は市ホームページから電子申込（下図読み取り）または電話で、人事課 ☎620・1601



のため、労働契約、労働条件、セフハラ・パワハラ、人事労務管理に関する問題等、働く人や経営者からのさまざまな労働相談を受け付けています。またメールマガジンで、労働問題、職場のハラスメント防止等労働関係の地域セミナーや就職応援イベント等の情報を無料で配信しています。詳細はホームページをご覧ください。

時月～金曜日、午前9時～午後5時45分（第1～3・5木曜日は午後8時まで、祝日の場合は翌日）、**所**同事務所（大阪市中央区石町二丁目5-3）、**備**弁護士・社労士による相談は職員による相談のうえ要予約、セフハラ相談は女性相談員も配置、**申**同事務所 ☎06・6946・2600（労働相談）、☎06・6946・2601（セフハラ相談）

臨時学校調理員

時教育政策課が指示する日（不定期勤務）、午前8時30分～午後4時30分、**所**市立小学校、**賃**時給1070円、**申**履歴書を直接、同課窓 ☎620・1680

e-learning 学習会学習支援者

時4月1日（月）～8月30日（金）、1回2時間程度、**所**市内小・中学校、**賃**1回千円、**備**募集要項・登録票等は教育センターで配付（市ホームページからダウンロード可）、詳細は市ホームページ参照、**申**3月1日から、電話連絡後、登録票を直接、同センター窓 ☎620・4400

市立小・中学校の講師登録者

対小・中学校いずれかの教諭、養護教諭、栄養教諭または栄養士の免許所持者（取得見込み可）、**内**市立小・中学校の教員に欠員等が生じた場合、登録者の中から常勤または非常勤で任用、**賃**（例）常勤講師大卒月給23万9千円（経歴等加算あり）、**申**履歴書を直接、教職員課窓 ☎620・1823

市立小・中学校の修学旅行付添看護師登録者

対看護師免許所持者、**内**市立小・中学校の修学旅行（1泊2日または2泊3日）の付添看護師に欠員が生じた場合

消費生活だより

消費生活センター ☎624・1999、9:00～16:30

携帯電話・スマートフォンのトラブルに注意！

携帯電話の契約数は年々増加傾向にあり、多くの人の生活に欠かせないものとなっています。その一方で、同センターには、携帯電話の契約・解約や利用に関するトラブルの相談が多く寄せられています。



トラブルにならないために

- ・「安くなる」という勧誘文句に惑わされず、自分が本当に必要だと思ったものだけ契約し、内容がよく分からないと思ったら、契約は断りましょう。
- ・全ての契約に関する月額料金が一覧表で記載されているとは限りません。契約書に署名する前に、料金を改めて確認し、必要がない契約はその場で断りましょう。
- ・契約に期間の定めがある料金プランの場合、契約期間、中途解約時の違約金、解約時の条件等を確認しておきましょう。
- ・スマートフォンに慣れるために、携帯電話会社等の教室に参加したり、家族や知人に操作方法を聞いてみましょう。

【当初の希望と異なる契約になっている事例】

- ・ガラケーの契約を希望したのにスマートフォンを契約させられた。
- ・無料やプレゼントと言って、不要と断っているタブレット端末や子ども用携帯電話、光回線や電気等の他のサービスやSDカード等の付属品を複数契約させられた。
- ・インターネットをあまり利用しないと伝えているのに、大容量のデータプランを契約させられた。
- ・他のサービス等とセットにしないと契約できないような説明をされた。

【料金プランやしくみを正しく理解できていない事例】

- ・「安くなる」などと言われて携帯電話と一緒にタブレット端末や光回線等の他の商品・サービスをセットで契約したが、今後支払う月額料金がいくらなのか複雑なため認識できておらず、後日思っていたよりも高額な請求が来た。

【端末操作を理解できずトラブルになっている事例】

- ・操作方法が難しく、結果的にスマートフォンを使いこなせない。

【解約時に発生する料金を認識できていない事例】

- ・違約金がかからない時期に解約したが、料金は日割りではなく月額料金満額の請求があった。



塚 理副議長



下野 巖議長

市議会

の勤務、**¥**(例)2泊3日約4万5千円、**申**履歴書、看護師免許を直接、教職員課窓口 ☎620・1823

2月臨時会で正・副議長等を決定

2月6日から開かれていた市議会臨時会は、正・副議長、各常任委員会委員を決めたほか、監査委員の同意等を行い、7日に閉会しました。

■正・副議長

議長は下野 巖議員(大字車作、4期目、67歳)、副議長は塚 理議員(西安威、4期目、42歳)に決まりました。

■監査委員

議会議選出の監査委員は安孫子浩子議

各常任委員会委員一覧

委員会	委員長	副委員長	委員		
総務	桂 睦子	大村卓司	米川勝利	岩本 守	下野 巖
			稲葉通宣	(欠員 1)	
文教	福丸孝之	長谷川 浩	大嶺さやか	萩原 佳	青木順子
			松本泰典	山下慶喜	
民生	辰見 登	朝田 充	大野幾子	小林美智子	安孫子浩子
			河本光宏	上田嘉夫	
建設	篠原一代	友次通憲	塚 理	畑中 剛	上田光夫
			坂口康博	(欠員 1)	

4日から市議会定例会

3月定例会を、3月4日、午前10時から開会します。住所、氏名を記入して傍聴してください。なお、子ども連

員と大村卓司議員に決まりました。

■各常任委員会委員

各議案を専門的に審査するため設けられている総務・文教・民生・建設の各常任委員会委員が左表のとおり決まりました。☎議事課 620・1671

その他

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの4月抽選分の申込受付は3月20日〜31日に行います。【福祉文化会館】文化ホール 来年4月24日〜午後6時〜10時、4月25日〜午前9時〜正午、【クリエイトセンター】センターホール 来年4月11日〜22日終日、多目的ホール 10月5日・8日・18日・19日終日、10月9日・23日〜午前9時〜午後5時、【生涯学習センター(火曜日休み)】きらめきホール 9月4日・11日・25日〜午後6時30分〜9時30分、9月5日・12日・19日・26日〜午後0時30分〜3時・6時30分〜9時30分、9月7日・8日・21日終日、9月9日・30日〜午前9時〜午後6時、9月18日〜午後0時30分〜9時30分、【ローズWAM(火曜日休み)】ワムホール 10月12日・25日・26日〜午前9時〜午後6時、10月13日・17日〜午後0時30分〜6時

市役所駐車場の混雑緩和にご協力を

3月中旬〜4月上旬は、市役所駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関を利用するか、中央公園駐車場等周辺の駐車場を利用するようお願いいたします。市役所を利用する場合、中央公園駐車場でも30分の無料処理ができません。☎建設管理課 620・1650



みしま司法書士土曜無料法律相談

【時】3月9日(土)、4月13日(土)、5月11日(土)、午後2時〜4時、3時30分まで受付、【所】クリエイトセンター203、【定】各当日先着12人、【内】借金問題(債務整理、破産、個人再生)、消費者問題、相続等の不動産登記、会社設立等の商業登記、成年後見等の相談、☎大阪司法書士会北摂支部 668・4016

3月の無料相談

祝日の場合は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話で相談できます。子育てに関する相談は37ページ参照。

相談内容	とき	ところ	
相続、離婚等の法律相談(各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、13:00～17:00(※)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※前日、8:45から電話で予約(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日)	
日曜法律相談(先着7人)	31日(日)、9:30～13:00(27日、8:45から電話で予約)		
交通事故法律相談(各日先着5人)	毎週火曜日、13:00～15:30(※)		
国の仕事に関する行政相談(先着4人)	7日(休)、13:00～15:00(※)		
行政書士相談(各種書類の書き方)(先着5人)	6日(休)、9:30～12:00、相続、遺言、離婚協議書、許可申請等(※)		
司法書士相談(各日先着5人)	6日(休)=登記、相続、20日(休)・27日(休)=登記、相続、後見人、多重債務等、9:30～12:00(※)		
土地家屋調査士相談(先着5人)	20日(休)、9:30～12:00、土地の境界等(※)		
宅地建物取引相談	宅地建物取引業協会☎691・8600、全日本不動産協会☎06・6155・1717にお問い合わせください。		
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～16:30、9日(出)・23日(出)、9:00～12:00		消費生活センター ☎624・1999
人権擁護委員による人権相談	14日(休)・28日(休)、13:00～15:00		
ひとり親のための法律相談	26日(休)、13:00～16:00(1日、8:45から電話で予約、こども政策課☎620・1625)	市民生活相談課	
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692	
障害児相談(18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105	
教育相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、8:45～17:00(要予約)	教育センター ☎626・4400	
電話教育相談☎625・7830	毎週月～金曜日、8:45～17:00		
「いじめ」ホット電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、☎0120・147970(小・中学生対象)、☎627・5511(保護者対象)、上記以外は☎0120・7285・25		
奨学金相談	毎週月～木曜日、10:00～18:00	教育委員会分室(予約は上記教育センター)	
発達相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、8:45～17:00(要予約)		
①経営相談 ②創業相談	①主に毎週月・火・金曜日、②主に毎週月・金曜日、10:00～17:00(要予約)	商工労政課 ☎620・1620	
仕事なんでも相談	毎週火～木曜日、10:00～16:00(予約優先、28日は12:00まで)	居住政策課 ☎655・2755	
建築物の耐震、建替え、改修等の相談(先着4組)	第3木曜日、13:00～16:00(7日前までに要予約)		

相談内容	とき	ところ	
女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920	
女性電話相談☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00		
男性のための電話相談	20日(休)・27日(休)、18:30～21:30		
おしごとでお悩みの女性への個別相談(要予約)	9日(出)、9:30～12:30		
女性法律相談	16日(出)・28日(休)、9:30～12:30(1日、9:00から電話で予約)		
仕事なんでも相談	28日(休)、13:00～16:00		
DV相談	毎週月～土曜日、9:00～17:00	配偶者暴力相談支援センター ☎622・5757	
人権相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	人権センター ☎622・6613	
人権や生活上のさまざまな相談	毎週月～土曜日、9:00～17:00	各いのち・愛・ゆめセンター 豊川=☎643・1470 沢良宜=☎635・7667 総持寺=☎626・5660	
防火相談	毎日、8:45～17:15	消防本部 ☎622・6955	
福祉まるごと相談会 どの会場でも相談可能です。 電話での相談を希望する場合はお問い合わせください。 コミセン=コミュニティセンター ☎655・2758	第1月曜日	10:00 } 12:00	水尾・春日コミセン
	第2・4月曜日		太田公民館
	第4月曜日		郡山自治会館
	第1・3火曜日		穂積コミセン
	第2火曜日	大池コミセン	
	第2・4火曜日	中条公民館	
	第3火曜日、13:30～15:30	春日丘憩いの家	
	第4火曜日	10:00 } 12:00	中津・西河原コミセン
	第1水曜日		豊川コミセン
	第2水曜日	安威公民館、郡コミセン	
	第2水曜日、13:00～15:00	玉島公民館	
	第2・4水曜日	10:00 } 12:00	天王公民館
	第1木曜日		庄栄コミセン
	第1木曜日、13:30～15:30	丘の家愉楽	
第1・2木曜日	10:00 } 12:00	東コミセン	
第2木曜日		茨木・耳原公民館、東奈良コミセン	
第4木曜日		玉櫛公民館、三島コミセン	
第1・3金曜日	福井・白川公民館		
第2金曜日	葦原コミセン		
第3金曜日	畑田コミセン		